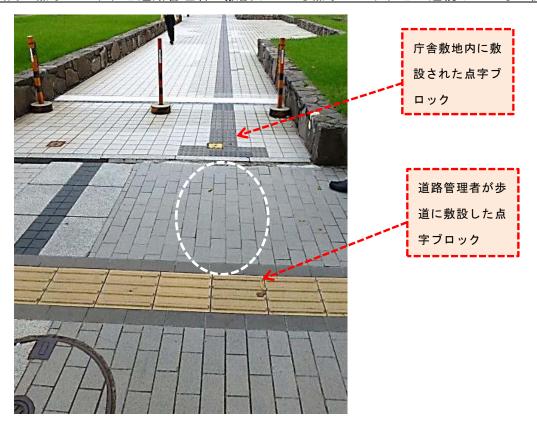
写真①

庁舎施設内の点字ブロックと道路管理者の敷設している点字ブロックとが連続していない例



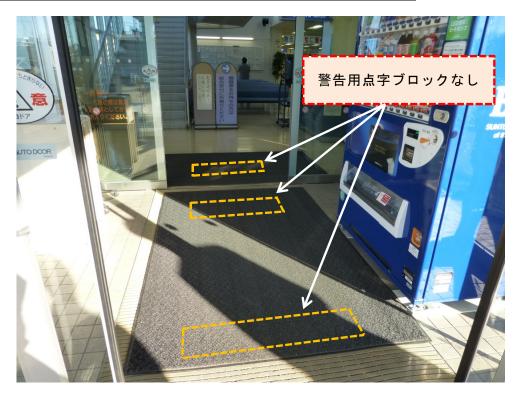
写真②

点字ブロックが施設内の案内所まで誘導するものとなっていない例



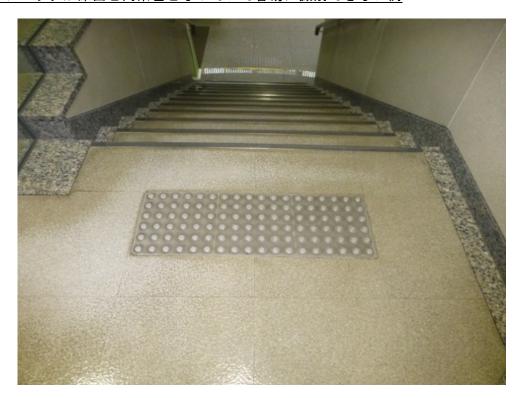
写真③

庁舎玄関の風除室内等に点字ブロックが適切に敷設されていない例



写真④

点字ブロックが床面と同系色となっていて容易に識別できない例



写真⑤

車いす使用者に配慮した温水洗浄便座や手すりが設置されていない例



立ち上がりや 移動する際に 補助となる垂 直方向の手す りなし

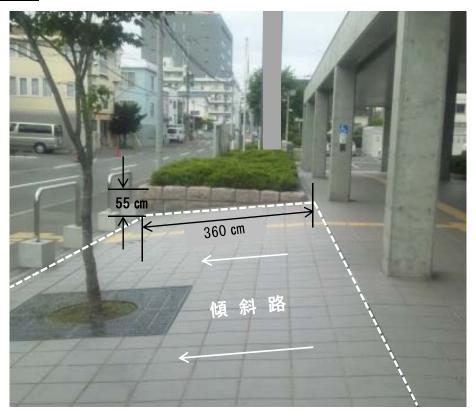
写真⑥

車いす使用者用駐車施設の幅が基準 (350cm) より狭くなっている例



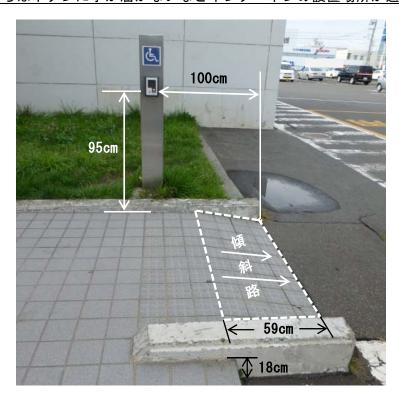
写真⑦

<u>段差解消のために設置された傾斜路が基準(1/12)を超える急勾配の上、手すりも設置されていない例</u>



写真⑧

傾斜路の下からはボタンに手が届かないなどインターホンの設置場所が適切でない例



写真⑨

道路の案内標識が街路樹の陰になって見えにくくなっている例



写真⑩

庁舎玄関横に喫煙室を設置し、喫煙室の壁の一部を外して自然換気している例



写真⑪

庁舎建物玄関横に灰皿を設置して喫煙コーナーとしている例



調査対象機関別該当事例一覧

調査対象機関別該当事										
施言	设 等	点 字 ブ	便	身体障害者用	傾	階	エレベ	インク	そ	喫
				車害	斜		î	ター	の	煙
調査対象機関名		ック	所	場 者 用	路	段	ター	ホン	他	所
北海道総合通信局	合入									
函館行政評価分室	合入									
旭川行政評価分室	合入									
札幌法務局	合入								0	
南出張所	単独	0							0	
白石出張所	単独	0	0	0					0	
函館地方法務局	合入									
旭川地方法務局	合入									
釧路地方法務局	合入									
札幌入国管理局	合入									
札幌高等検察庁	管理	0		0			0			
北海道財務局										
専用部分	合入			 		ļ <u>.</u>	ļ		 	
札幌第1合庁	管理		0			0				
函館財務事務所				<u> </u>	ļ		ļ	ļ	ļ	
専用部分	合入									
函館地方合庁	管理		0							
旭川財務事務所									ļ	
専用部分	合入					ļ		ļ	ļ	
旭川地方合庁	管理									
釧路財務事務所										
専用部分	合入									
釧路地方合庁	管理									0
札幌国税局	管理	0			_				0	
札幌北税務署	単独	0			0	0	0	0	0	0
札幌西税務署	単独	0	0				0		0	
函館税務署 旭川東税務署	単独	0				0				
加果代務者 釧路税務署	単独	0								
北海道労働局	合入 合入									
北 海坦万側向 札幌公共職業安定所	単独	0				0				0
				<u> </u>						<u> </u>
札幌東公共職業安定所 函館公共職業安定所	単独	O						0		
旭川公共職業安定所	単独 単独									
到路公共職業安定所	単独	0		0		ļ	ļ			
札幌東労働基準監督署	単独	0	0			0		-	0	
函館労働基準監督署	合入									
旭川労働基準監督署	合入									
釧路労働基準監督署	単独	0	0		 	0		0	0	
北海道農政事務所	単独	0	0			<u> </u>	0	<u> </u>	0	
北海道森林管理局	単独	0					Ť		<u> </u>	
函館事務所	単独									
旭川事務所	単独			†	†	 	İ	†	†	
根釧西部森林管理署	単独	0	0	0			İ		0	
北海道経済産業局	合入			_					_	
北海道運輸局	合入									
札幌運輸支局	単独	0	0		0			0		
函館運輸支局	単独	0	.		0	<u> </u>	·····	<u> </u>	†	0
旭川運輸支局	単独	Ō			<u> </u>		1	<u> </u>	<u> </u>	
釧路運輸支局	単独	0				1	1		†	
北海道地方環境事務所	合入									
釧路自然環境事務所	合入									
計		20	9	4	3	6	4	4	10	4
(注)1 調査対象機関名欄横の「合	入しは、合同	庁舎に入居し	ている機関	「単独 11士 単	独庁舎の機関	明 「管理」け	今同庁全に	入足し かつ	今同庁全の智	神 ウ 翠 で あ 2

⁽注) 1 調査対象機関名欄横の「合入」は、合同庁舎に入居している機関、「単独」は、単独庁舎の機関、「管理」は、合同庁舎に入居し、かつ、合同庁舎の管理官署である機関 2 〇印は事例があったことを示す 3 上記機関のうち、便所にオストメイトが設置されていたのは10機関である